

## 「規制改革ホットライン」周知強化及び集中受付の実施について(案)

### 1. 集中受付の趣旨

「規制改革会議」においては、平成 25 年 6 月の答申後、7 月より新たな議論を始めたところであるが、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革に関する提案を一層積極的に取り上げることとしている。

そこで、通常のホームページによる周知方法に加え、地方自治体を含めた各種団体に対し積極的に提案を働きかける等集中的な周知活動を行うことにより、「規制改革ホットライン」の認知度を向上させ、国民や企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として、「規制改革ホットライン」の集中受付を実施する。

### 2. 集中受付期間

平成 25 年 10 月 1 日（火）～ 10 月 31 日（木）を集中受付期間とする。

（期間中に寄せられた提案については、区分して件数を計上。）

### 3. スケジュール

日 程	内 容
8 月 22 日（木）	規制改革会議において、集中受付の実施について審議
同日	規制改革会議後における議長記者会見
8 月下旬～ 9 月下旬	各種団体等に対する周知、及び内閣府ホームページ等を活用した周知（募集要項、提出方法）
9 月中	規制改革会議後における議長記者会見
10 月 1 日（火）	集中受付の開始
同日	大臣の閣議後記者会見にて、集中受付開始を発表
10 月中	規制改革会議において、受付状況や提案内容を中間報告
10 月 31 日（木）	集中受付の終了
11 月 1 日（金）	大臣の閣議後記者会見にて、最終受付状況等を報告
11 月中	規制改革会議において、提案内容等を報告

※ 集中受付期間に寄せられた提案については、『「規制改革ホットライン」運営方針について』に基づき処理。

### 4. 募集する提案

募集する規制改革に関する提案は以下のとおり。

次のような事業やプロジェクト、サービス又は生活の向上等に関する規制について、見直すべきと考えられるもの

- ①新しい事業やプロジェクトを立案したものの、規制が障害となって実現できなかったもの
- ②国民の生活の安定や向上、さらには質の高いサービスの提供を妨げているもの
- ③法律又は政令の明確な委任がなく、省令等下位規範を根拠としているもの